○外務省告示第百七十六号

平成二十三年四月十一日にアブジャで、ジェバ水力発電所緊急改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がナイジェリア連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ジェバ水力発電所緊急改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十九億九千万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　植澤利次在ナイジェリア大使

ナイジェリア側　ヌフ・ソモ・ウィヤ国務大臣

平成二十三年四月二十五日

外務大臣　松本　剛明

○財務省告示第百四十号

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）第三十六条第十項の規定に基づき、タール量及びニコチン量の測定が著しく困難であるとして財務大臣が定める紙巻等たばこを定める件（平成十五年十一月財務省告示第六百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十五日

財務大臣　野田　佳彦

第一号中「ヨ　TARZAN　BIDI」を「ヨ　TARZAN　BIDI　ソエックス　メンソール」に改める。

○文部科学省告示第七十四号

平成二十三年文部科学省告示第三十六号（平成二十三年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十五日

文部科学大臣　髙木　義明

第一回の試験に係る実施場所について、次のように変更する。

変更後の実施場所

（都道府県）	（試験場となる施設の名称）	（試験場となる施設の位置）
茨　城	国立大学法人茨城大学水戸キャンパス	水戸市文京二丁目一番一号

変更前の実施場所

（都道府県）	（試験場となる施設の名称）	（試験場となる施設の位置）
茨　城	茨城県水戸生涯学習センター	水戸市愛宕町四番一号

第一回の試験に係る出願の期限について、次のように改める。

変更後の出願の期限

平成二十三年四月二十八日から同年五月十八日まで。ただし、平成二十三年東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）に当該災害の発生の時に住所又は居所を有していた当該災害の被災者については、平成二十三年四月二十八日から同年五月二十七日までとする。この場合において、平成二十三年五月十九日から同年五月二十七日までの間に出願する者は、高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第七条第一項各号に掲げる書類のほか、当該災害の被災者であることを証する書類を添付するものとする。

変更前の出願の期限

平成二十三年四月二十八日から同年五月十八日まで。

○厚生労働省告示第百四十七号

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年四月二十五日付けで次世代育成支援対策推進センターとして次の団体を指定したので告示する。

平成二十三年四月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

厚生労働大臣が指定する次世代育成支援対策推進センター

名　称	主たる事務所の所在地
社団法人愛媛県法人会連合会	松山市大手町二丁目五番地七

○厚生労働省告示第百四十八号

平成十六年厚生労働省告示第二百二十七号及び平成十六年厚生労働省告示第三百号をもって告示した次世代育成支援対策推進センターから、次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）第十六条第一項の規定により次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十条第二項に規定する業務を行う主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があったので告示する。

平成二十三年四月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

名　称	変更前の主たる事務所の所在地	変更後の主たる事務所の所在地	変更の日
福井県経営者協会	福井県福井市大手三丁目七番一号	福井県福井市西木田二丁目八番一号	平成二十二年九月二十七日
堺経営者協会	大阪府堺市堺区中安井町三丁二番十三号	大阪府堺市堺区北花田口町三丁一番一号	平成二十二年十月十五日
兵庫県経営者協会	兵庫県神戸市中央区明石町三十二番地	兵庫県神戸市中央区京町七十六番地二	平成二十三年一月一日
佐賀県経営者協会	佐賀県佐賀市与賀町二番十一号	佐賀県佐賀市天神三丁目二番二十三号	平成二十二年四月一日

○農林水産省告示第八百四十三号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年度において型式検査を行う農機具の種類を次のとおり定めたので、公示する。

平成二十三年四月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

動力噴霧機（走行式）（ブームノズルを有するものに限る。）

農用トラクター（乗用型）（機関出力が25馬力以上250馬力未満であって、車輪式又は走行部がゴム製の装軌式のものに限る。）

スピードスプレヤー

コンバイン（自脱型）（種子用のものを除く。）

田植機（乗用型）（土付き苗用のものに限る。）

農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム

ポテト・ハーベスター

ビート・ハーベスター

コンバイン（普通型）

野菜移植機（土付き苗用で、苗の供給が自動式のものに限る。）

○農林水産省告示第八百四十四号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第五条の二第三項の規定に基づき、平成二十年五月十六日農林水産省告示第七百四十一号（高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定める件）を次のように変更したので、同法第五条の二第五項の規定に基づき公表する。

平成二十三年四月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第1の1中「生産コスト縮減」の下に「等」を加える。

第1の1の(1)中エを削り、オをエとし、カを削り、キをオとし、ア及びイを次のように改める。

ア　いちごパック詰めロボット

イ　ラッカセイ収穫機

第1の1の(2)中イからエを削り、アをウとし、ウの前に次のように加える。

ア　高能率水稲等種子消毒装置

イ　ブームスプレーヤのブーム振動制御装置